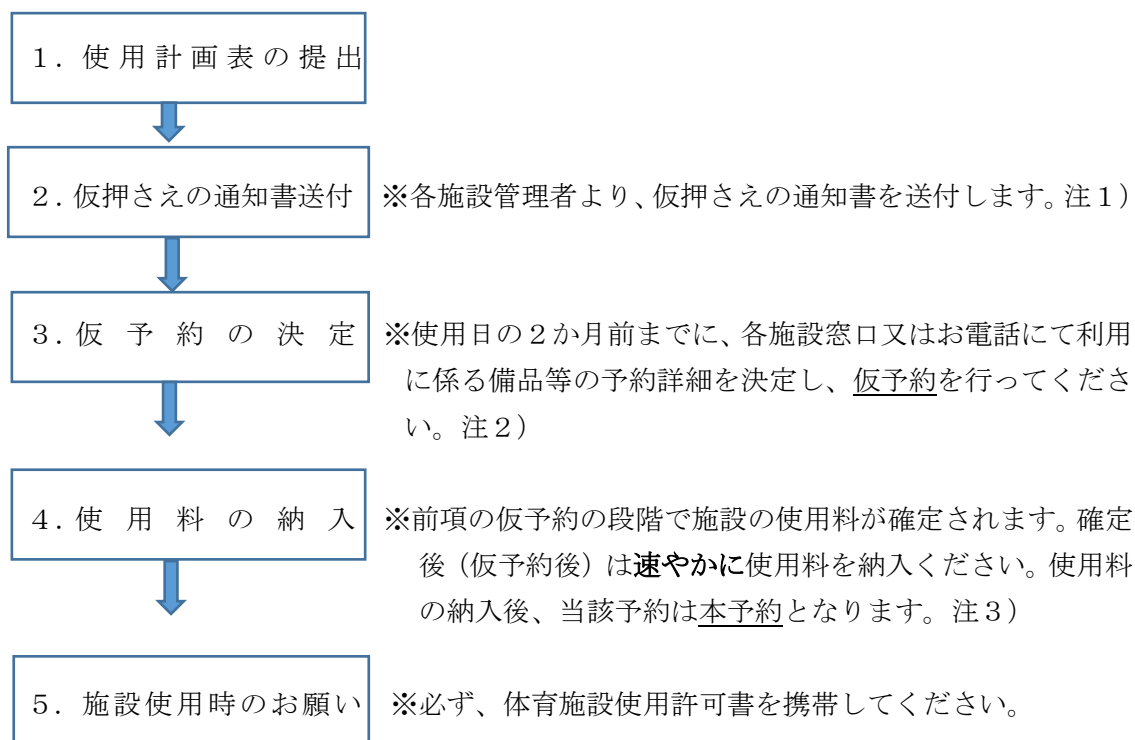


年間調整の予約に係る流れと留意点

年間調整の手続きに関して、下記に示す、《手続きの流れ》と《手続き上の注意》にご留意いただき、手続きに漏れが無いようにお願いします。

《手続きの流れ》



《手続き上の注意》

注1) この調整は、**優先予約ではありません。**

注2) 使用日の2か月前までに、仮予約に関する申し出が無い場合は、使用しないものとみなし仮押さえを取消し、一般利用申込の対象として開放します。**必ず**各施設窓口又はお電話にて申請してください。

※予備日の使用許可申請は、通常予約と同じ取扱いとします。

注3) 本予約となった場合でも、使用中止が決定した場合又は使用内容に変更が生じた場合は発覚した時点で、速やかに各施設まで「取消し・変更等」の連絡をお願いします。原則、使用料の返還はありません。

注4) 名義貸しや予約の譲渡、転貸行為が認められた場合は、予約を取り消します。このような行為を行った団体については、次年度以降の年間行事等使用計画表の提出はできません。

注5) 施設の使用料の減免及び行政財産の使用（売店等の出店）がある場合は、仮予約の決定の際までに、スポーツ振興課へお問い合わせください。